

記 者 提 供 資 料
2019 年(平成 31 年)3 月 7 日
総 務 局 総 合 安 全 対 策 室
TEL 9 1 8 - 5 0 6 9 (内線 5225)

兵庫県石油商業組合西神明石支部との協定の改定について

1 趣旨

平成24年7月、明石市と兵庫県石油商業組合明石支部（現在、西神明石支部）との間で「災害時における支援協力に関する協定」を締結しておりますが、昨今の風水害による被害の実態から、協定を改定する必要性（市施設等への燃料の優先供給の追加）が生じたので、支援項目を追加して協定の改定を行うものです。

2 平成24年に締結した協定の概要

- (1) 市の保有する緊急通行車両への優先的な給油及び運転者への情報の提供
- (2) 徒歩帰宅者へのガソリンスタンドにおける情報の提供、水及びトイレの提供
- (3) 避難所で使用する石油類燃料の優先的供給

3 改定の背景及び改定内容

(1) 改定の背景

昨年夏に発生した台風第20号、台風第21号において大規模な停電が発生し、他市では、災害対応上重要な施設である市役所、病院等が停電する事態が起きました。

市役所や病院等の重要な施設には非常用発電機が設置されており、停電時にも応急的な給電は可能ですが、電気復旧に時間がかかってしまうことも考慮し、非常用発電機への給油とその他の石油類燃料の供給確保が必要であるため。

(2) 協定の追加項目

石油商業組合は、市の災害対応において重要な機能を担う市及び市の指定する施設（市庁舎、消防署、医療機関等）の非常用発電機及びその他の施設等への石油類燃料を優先的に供給すること。

4 協定締結者

(1) 明石市長

- (2) 兵庫県石油商業組合西神明石支部 支部長 おおまえよしひこ 大前善彦
(明石市魚住町住吉2丁目9-1)

5 協定の改定にともなう締結日

平成31年3月11日（月）

（協定締結式は行いません。）

(参考1)

優先供給の対象となる施設（災害の状況により優先順位をつける）

1 市の施設

市役所庁舎、消防施設、あかし保健所、明石こどもセンター、総合福祉センター、勤労福祉会館、ふれあいプラザ明石西、あかし斎場旅立ちの丘

2 市の指定する施設

- (1) 災害対応病院 : 明石医療センター、明石市立市民病院
- (2) 基幹病院 : 大西脳神経外科病院
- (3) 地域担当病院等 : 明舞中央病院、あさぎり病院、石井病院、あさひ病院
王子回生病院、ふくやま病院、大久保病院、神明病院
西江井島病院、明石仁十病院、野木病院、明石回生病院
兵庫県立がんセンター、明海病院、明石こころのホスピタル、
明石土山病院、明石同仁病院、明石リハビリテーション病院、
夜間休日応急診療所
- (4) 市の機能を含む施設 : アスピア明石、パピオスあかし

(参考2)

1 災害対応病院

- ・災害拠点病院に準じた病院のこと。
- ・災害拠点病院とは、平成8年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で、次のような機能を備えた病院
 - ① 24時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制を持つ。
 - ② 実際に重症傷病者の受け入れ・搬送を、ヘリコプターなどを使用して行うことができる。
 - ③ 消防機関と連携した医療救護班の派遣体制がある。
 - ④ ヘリコプターに同乗する医師を派遣できることに加え、これらをサポートする十分な医療設備や医療体制、情報収集システムと、ヘリポート、緊急車両、自己完結型で医療チームを派遣できる資機材を備えている。

2 基幹病院

- ・総合病院の中で、高度・広域・専門・災害時等の地域医療の拠点となる病院のこと。
- ・総合病院とは、許可病床数100床以上で複数の診療科（最低でも内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の5科）を含む病院のこと。

3 地域担当病院等

明石市の各地区において中心的な役割を担う病院のこと